

「農地制度のあり方について」(地方六団体)による農業・農村活性化

事務・権限の移譲等に関する見直し方針 (H25. 12. 20閣議決定) ※関係部分

- 地方の意思も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

農林水産業・地域の活力創造プラン (H26. 6. 24改訂)

- 「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱
- ①需要と供給をつなぐバリエーションの構築 ④生産現場の強化
- 一農業・農村全体の所得の倍増を今後10年間で目指す

新たな農地面積の見通しの考え方について (食料・農業・農村政策審議会 企画部会)

- 農業の持続的な発展を通じて、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図るため、農地面積の増えつつ、国内の農業生産に必要な農地を確保

まち・ひと・しごと創生本部

- 基本方針 (H26. 9. 12)
 - 基本目標 (抜粋)
 - 地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。地方が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができよう。地方が生まれ、育ち、暮らすことのできるよう、地方の活力を創出し、地方への人の流れをつくる。(以下略)
- 総合戦略の趣旨 (H26. 10. 10本部会議提出)
 - 政策分野ごとの取組の例
 - 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - 個別産業の基盤強化(…、農林漁業、…)

活力ある地方の創生のため、食料の安定供給等のために農地を確保しつつ、農業・農村の活性化を図ることは、政府と地方、共通の重要テーマ

地方六団体の提言

マクロ管理

現行制度の課題

- 農地の総量確保目標と現実の乖離
- 目標設定プロセスの課題(施策効果の見込みが過大等)

提言

- 農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みに市町村を参加させ実効性を確保
 - 市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

ミクロ管理

現行制度の課題

- 大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまわしに支障

提言

- 農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し〔市町村主体〕
 - 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲
 - 必要に応じて転用基準の更なる明確化等
 - 都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

地方分権

緊急等への対応

農振除外・転用許可の基準は厳格に運用

- 提言は市町村が土地利用行政を総合的に担うことを目的とする一方、優良農地は法令に従って守ることが前提

- 地方は、目標達成に責任を負って、農振農用地の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組み、**農地を確保**

農地確保

農業生産に必要な農地の確保

提言

- 産業振興施策の実施
 - 農地の確保と併せ、農地において農業が力強く営まれるよう、以下のような施策を推進
 - ・農地の集積・集約化(農地中間管理機構)
 - ・担い手への支援(新規就農者や就農希望者等)

- 市町村が目標設定に関わることで、土地利用行政を総合的に担うこととなり、自主的にまわしづくりを実施
- 確保する必要がある農地以外については、**転用手続きが迅速化**することにより、地域の農業・農村の維持等のため、有効に活用

提言

- 地域振興施策の推進
 - まわしづくりの要となる以下のような施策を併せて実施
 - ・農業の六次産業化(海外を含めた販路開拓、付加価値の高い商品開発等)
 - ・農村の活力向上(地域協働活動への支援、中山間地域等の耕作環境整備等)

食料の安定供給を実現

- 確保された農地において、産業振興施策が実施されることで、**農業の基盤強化**が図られると、同時に、**農業・農村の所得が増加し、「強い農業」が実現**

農村が多面的機能を発揮し 将来世代へ継承

- 農林漁業の基盤強化
- 強い農林水産業

活力あふれる地方の創生 地方の活力

- 人口減少社会を迎え、地方が主体となって、農地を確保しつつ、地域振興施策を実施することにより、**総合的なまわしづくり**を推進

美しく活力ある農山漁村

- 耕作放棄地の発生抑制・再生を含め、農地の総量確保の目標は国と地方が議論を尽くした上で設定。地方も国とともに責任を持って目標達成のための施策に取り組み(中間管理機構、耕作放棄地対策等)
- 目標設定に係る「実行計画」の実施とそれによる農地確保の状況について、第三者機関が事後評価し、公表